平成２７年（フ）第４２３号
神奈川県横須賀市長沢２丁目12番５号101
破産者　瀬尾　和隆
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２４号
新潟県長岡市天神町130番地５　メゾンククミラ203号室
破産者　阿部　武史
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第５９号
金沢市諸江町11番１号、従前の住所金沢市割出町267番地３
破産者　長尾　重雄
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１０号
長野県飯田市羽場町２丁目20番地１
破産者　西野　直美
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第３１１号
愛知県高浜市神明町２丁目９番地１　アンプルールリーブル悠Ⅱ204
破産者　藤井　　愛
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
愛知県岡崎市羽根東町３丁目５番地14　グレースハイツごとう201
破産者　吉岡　香織
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５０号
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富571番地３、旧住所鳥取県鳥取市湖山町北４丁目601番地１
破産者　川口　孝昌（旧姓山本）
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３４号
愛媛県松山市石手４丁目11番13号
破産者　岡村　義幸
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３５号
愛媛県松山市石手４丁目11番13号
破産者　岡村　邦子
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２０３０号
札幌市豊平区福住１条８丁目３番11号クラシック福住202号、開始決定時の住所札幌市南区簾舞３条１丁目７番16号
破産者　藤井由香里
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２２９号
札幌市白石区北郷１条８丁目11番６号　ノースビレッジⅡ－103号、開始決定時の住所札幌市白石区菊水元町７条４丁目５番11号
破産者　金澤　輝雄
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８８号
山形市江俣４丁目19番36号
破産者　貝和　良和
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９００号
愛知県津島市永楽町３丁目25番地５
破産者　柾谷　健一
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０６４号
大阪市平野区長吉川辺１丁目１番15―804号、開始決定時大阪市平野区長吉六反５丁目９番34号
破産者　阿部美佐緒（旧姓西川）
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３３４号
兵庫県西宮市南甲子園１丁目３番４―303号
破産者　高田　重明
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６７２号
大阪府寝屋川市高倉２丁目６番３号
破産者　松本　省三
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５７２号
大阪市天王寺区上汐３丁目７番１―205号
破産者　松田　義和
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部